

市営分銅町・末広町住宅整備事業 要求水準書 新旧対照表

No	本編	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	修正前 要求水準書(平成30年8月3日公表)	修正後 要求水準書(平成30年8月24日公表)
1	本編	16	第3	2	(5)	オ	その他施設	・太陽光発電設備は設けない。	・太陽光発電設備(全量自家消費のポールライト及び外灯は除く)は設けない。
2	別紙1	9	第2				■専用部分の共通事項/外部建具(玄関扉は除く)	—	・バルコニーに面した外部建具は全て掃出窓とすること。
3	別紙1	11	第2				■専用部分(一般住戸)/寝室(洋室・和室)	・1階住戸(入居が決定している住戸を除く)に畳を設置しない。又、畳の敷き込みにあたっては、カビが発生しない対策を講じること。	・畳の敷き込みにあたっては、カビが発生しない対策を講じること。特に、1階住戸に関しては入念に対策を行うこと。
4	別紙1	12	第2				■専用部分(一般住戸)/バルコニー	・クーラー用室外機置場が開口部に重ならないようにし、室外機の2段積みを想定した計画とする場合は、天井又は壁付の架台が設置可能となるようアンカーを設置すること。	・クーラー用室外機置場が開口部に極力重ならないよう努め、室外機の2段積みを想定した計画とする場合は、天井又は壁付の架台が設置可能となるようアンカーを設置すること。
5	別紙1	13	第3				■駐車場/ロボットゲート	・道路境界からロボットゲートまでは5m以上離すこと。また、ロボットゲートから各駐車区画へは、車の出し入れがスムーズに行える計画とすること。	・道路境界からロボットゲートまでは5m以上離すことが望ましい。また、ロボットゲートから各駐車区画へは、車の出し入れがスムーズに行える計画とすること。
6	別紙1	15	第3				■外構/緑地(植栽)	・敷地境界から2mの範囲には高木を植えないよう努めること。	・隣地境界線から2mの範囲には高木を植えないよう努めること。
7	別紙1	27	第10				■給水設備工事/ポンプ室/防火用水槽	備考:60m ³ ×2程度とする	—

No	本編	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	修正前 要求水準書(平成30年8月3日公表)	修正後 要求水準書(平成30年8月24日公表)
8	別紙1	27	第10				■給水設備工事/ ポンプ室/消火栓	仕様及び検討事項: <u>2箇所必要。(1箇所につき水槽を20m³増で換算可能。)</u>	—
9	別紙1	28	第10				■換気設備工事/ 便所	—	備考: <u>単独とすること。</u>